

(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業 募集要項に関する質問への回答 ①

- ・ (仮称)地域共生ステーション整備運営事業の募集要項に関して、令和7年5月9日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 本回答は参加資格審査に関わる内容を、募集要項に示す回答予定日に先立ち、先行して公表するものです。参加資格審査に係る内容以外については、令和7年6月4日に回答を公表する予定です。

令和7年5月23日
高槻市

■募集要項 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
20	9	第3	2					募集及び選定に関するスケジュール	募集要項等に関する質問の回答が6月4日となっていますが、参加表明書類に関する質問については早めに回答をいただきたい。	参加表明書類に関する質問は、先行して公表します。
21	9	第3	2					募集及び選定に関するスケジュール	質疑の回答について、参加資格審査に係るものについては、6月4日の回答では遅いかと思います。こちらは早期に回答を公表いただけませんか。	募集要項質問No.20の回答を参照ください。
35	10	第3	3	(5)				参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知	質問回答が6/4であり、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出が6/23-6/27であるため、必要な書類に関する回答については、遅くとも提出の1ヶ月前(5/23)までに公表いただけませんか。	募集要項質問No.20の回答を参照ください。
42	13	第3	4	(2)				応募者の参加資格要件	備品等調達及び設置業務を行う者の参加資格要件は、応募者の共通資格要件および「(サ)その他企業」の要件を満たしていれば良いでしょうか。	参加グループの構成企業又は協力企業として参加される場合は、ご理解のとおりです。
43	14	第3	4	(2)	イ	(ア)		設計企業(建築)	設計業務において、建築と外構に業務が分かれています。外構部分の建築物の設計は設計企業(建築)でも設計企業(土木)のどちらがするかは事業者の判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	14	第3	4	(2)	イ	(ア)	c.	設計企業(建築)	「文化施設又は交流施設の延床面積4,000㎡以上の新築工事の設計実績」とありますが、複合施設の場合、該当部分の延床が4,000㎡以上であれば実績とみとめられますでしょうか。	実績として認めます。ただし、該当部分の面積が確認できるような根拠資料を付してください。
45	14	第3	4	(2)	イ	(イ)		設計企業(土木)	設計企業(土木)の参加資格要件について、配置する管理技術者に資格が求められていますが、監理技術者の設計実績を証明することで参加資格を満たすことになっていただけませんか。	原案のとおりとします。
46	15	第3	4	(2)	イ	(ウ)		建設企業(建設)	建設業務が建築と外構に業務が分かれています。外構部分の建築物の施工は建設企業(建築)でも建設企業(造園)のどちらがするかは事業者の判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■募集要項 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
47	15	第3	4	(2)	イ	(ウ)	a 建設企業(建築)	「資格者名簿に登録していること。ただし、必要書類の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなすことができるものとする。」とありますが資格者名簿に登録をしていない企業はどのような書類を提出する必要がありますでしょうか。ご教示をよろしくお願いいたします。	近日中に市ホームページに掲載します。
48	15	第3	4	(2)	イ	(ウ)	d 建設企業(建築)	文化施設又は交流施設(類似施設を含む。)とありますが、類似施設に、図書館等を備えた小中一貫校などは含まれますでしょうか。	図書館部分のみで募集要項に定める面積を満たす場合は認めます。
50	17	第3	4	(2)	イ	(ケ)	維持管理企業	構成企業(2者)が維持管理業務を分担する場合、統括する維持管理企業とその他の維持管理企業はSPCとの間で担当業務を各々直接契約にて請負うが、維持管理企業(2者)の間では業務の統括に関する協定書等を締結する必要はありますか。	締結は必須ではありません。
51	17	第3	4	(2)	イ	(ケ)	a 維持管理企業	「資格者名簿に登録していること。ただし必要書類の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなす」とありますが、必要書類一式の一覧を開示いただけないでしょうか。	募集要項質問No.47の回答を参照ください。
52	18	第3	4	(2)	イ	(コ)	運営企業	資格者名簿に登録していないのですが、準ずる資格があることを示すための必要書類の内容を教えてください。	募集要項質問No.47の回答を参照ください。
53	18	第3	4	(2)	イ	(コ)	a 運営企業	「資格者名簿に登録していること。ただし、必要書類の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなすことができるものとする。」とありますが、提出すべき必要書類をすべて教えてください。	募集要項質問No.47の回答を参照ください。

■募集要項 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
54	18	第3	4	(2)	イ	(サ)	その他企業(応募者の提案による)	「ただし、必要書類の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなすことができるものとする。」とありますが、「必要書類」とは、参加表明書、参加資格審査申請書類とのことで、当該書類を市に提出すれば参加資格があるものとみなされる、との理解でよろしいでしょうか。	参加表明書(様式2-1)、参加資格確認申請書(様式2-2)に加えて、必要書類を提出してください。詳細は、募集要項質問No.47の回答を参照ください。
55	18	第3	4	(2)	ウ	(ア)	参加表明書の受付日以降の取扱い	「参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は協力企業の変更ができるものとする」とありますが、代表企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合でも、市の承認により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	18	第3	4	(2)	ウ	(イ)	参加表明書の受付日以降の取扱い	「参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は協力企業の変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする」とありますが、代表企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合でも、市の承認により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。